

まちかど
特派員を
募集します

『広報こうか』の一面を飾ってみませんか？

『広報こうか』では地域の特派員が取材した内容を掲載するコーナー「まちかど特派員のページ」があります。ここでは市民の皆さんが体験した記事を掲載することで、より身近な広報づくりをめざそうとします。取材には市内での行事に参加した体験談や、地域で頑張っている方の紹介、自分だけが知っている暮らしの知恵など、どのようなことでも結構です。あなたの記事で「広報こうか」の一面を飾ってみませんか。

Q：このページに何を載せるの？

A：地域での行事に参加した感想や、地道に活動されている方の紹介、あなただけが知っている暮らしのアイデアなどの記事を書いていただきます。

また月一回程度のまちかど特派員会議に出席し、広報紙へのご意見などについて話し合います。

Q：応募資格は？

A：市内に居住し、年齢満20歳以上の方で、広報公聴活動に関心のある方。

Q：任期は？

A：4月から翌年3月末までの1年間です。

Q：募集は何名？

A：各支所区域ごとに1名とします。（応募者多数の場合は、年齢、男女構成などを考慮し決定します。）

Q：応募方法は？

A：応募の動機や取材してみたいテーマ、または広報紙に対する意見等を400字以内にとりまとめ、住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、直接または郵送・FAXで秘書広報課広報公聴係または各支所地域振興課まで提出してください。

*様式は問いません。
*応募はいつまで？
A：2月28日（火）までです。

Q：取材に必要なカメラ等は？
A：取材のために必要な備品等は各自でご準備ください。

*なお、取材中の万一の事故に備え、ボランティア保険に加入します。

【申し込み・問い合わせ】

〒528-8502
甲賀市水口町水口6053番地
秘書広報課 広報公聴係
☎ 65-0675
FAX 63-4619
または各支所地域振興課

甲賀市環境基本条例（仮称）

の策定について市民の皆さんのご意見を募集します。

市の環境政策を行うに当たっての基本理念や基本方針となる甲賀市環境基本条例（仮称）を策定するにあたり、市民の皆さんからご意見をお伺いします。市民の皆さんから多数のご意見をお待ちしています。ご意見の提出は下記のとおりです。

条例案等の設置場所

各支所 地域振興課
上記のほか、市のホームページでも掲載します。

設置期間

2月6日（月）から3月8日（水）

意見の提出期限

3月8日（水）

提出先

書類の持参：環境課または各支所地域振興課
郵 送：〒528-8502
甲賀市役所市民環境部環境課 宛て
F A X：63-4582
Eメール：koka244000@city.koka.shiga.jp

提出にあたって、書式は特に定めてはいませんが、住所、氏名、電話番号（法人の場合は、事務所等の所在地、名称、電話番号）を記入し、併せて次に掲げる「提出者の要件」を選択して記入してください。

- ① 市内に住所を有する者
- ② 市内に事務所又は事業所を有するもの
- ③ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- ④ 市内の学校に在学する者

*意見の提出要領は、1月に施行されるパブリックコメント手続要領内容に従いますので、上記の内容はそれにより変更します。

【問い合わせ】

環境課
☎ 65-0692 FAX63-4582